2010年7月31日より、次の通り「外国為替証拠金取引説明書」を改訂します。 本改訂に伴い取引説明書の名称についても「店頭外国為替証拠金取引説明書」に変更となりますことも併せてお伝えさせていただきます。

旧新

(名称)

外国為替証拠金取引説明書

3. 取引価格

当社が会員ページにおいて表示している外 国為替証拠金取引に係る各通貨の価格は、インターバンク市場において取引されている 最新の価格を参照し、当社が対お客様向け取 引レートとして算出したものです。

上記の価格はお客様の取引に係る参考価格 として表示されているものであり、相場の変 動等により、表示されていた価格とかい離し た価格で約定する場合があるのでご注意く ださい。

また、当社が提示する各通貨の価格は、売付けの価格と買付けの価格とが異なっています(この価格差を「スプレッド」といいます。)。

なお、市場の流動性が乏しい等の状況により、当社がインターバンク市場の最新の価格を参照できない場合、取引時間内であっても当社は取引レートを表示しない場合があります。

<u>その場合、お客様は当該通貨に係る注文を行</u> うことができません。 (名称)

店頭外国為替証拠金取引説明書

3. 取引価格

当社が会員ページにおいて表示している店 頭外国為替証拠金取引に係る各通貨の価格 は、インターバンク市場において取引されて いる最新の価格を参照し、当社が対お客様向 け取引レートとして算出したものです。

上記の価格はお客様の取引に係る参考価格 として表示されているものであり、相場の変 動等により、表示されていた価格とかい離し た価格で約定する場合があるのでご注意く ださい。

また、当社が提示する各通貨の価格は、売付けの価格と買付けの価格とが異なっています(この価格差を「スプレッド」といいます。)。

なお、市場の流動性が乏しい等の状況により、当社がインターバンク市場の最新の価格を参照できない場合、取引時間内であっても当社は取引レートを表示しない場合があります。

その場合、お客様は当該通貨に係る注文を行うことができません。

また、インターバンク市場において約定できるレートが提示されていないときはお客様の注文を受け付けることができない場合がございます。

13. 委託証拠金

お客様は、外国為替証拠金取引の注文を委託 する場合、当社に委託証拠金の預託を行う 必要があります。

注文委託時に必要な委託証拠金の最低額は、 お取引される通貨ペアの取引レートの仲値 に取引数量を乗じた金額の0.5%に相当する 円価額(以下、この額を「必要証拠金額」と いいます。)です。(※南アフリカランド/ 円のみ、必要証拠金額は対価の額の1%相当 額となります。)

委託証拠金の額は、取引が約定した日(取引日)の翌取引日以降、ロールオーバーの執行の際に値洗いされ、未決済ポジションについて計算された損益、及びスワップポイントの受払い、並びに既に預託された証拠金の合計額が反映されます。

委託証拠金の額が、必要証拠金の100%に相当する円価額を下回った場合(以下、この額を「維持証拠金額」といいます。)、「14. ロスカットルール」に従い、お客様の建玉は任意決済の対象となります。

14. ロスカットルール

お客様の委託証拠金の額が維持証拠金額を 下回った場合、当社は次の措置を取ることと します。

- (1) ロスカットルール適用時において、既 に当社が注文を受けているお客様の外国為 替証拠金取引に係る未約定注文を、当社の任 意により失効させます。
- (2) (1) の措置を取った上で、外国為替 証拠金取引におけるお客様のすべての建玉 について、当社の任意により、お客様に事前 に通知することなく、お客様の計算により、 転売又は買戻しを行い、お客様の既存の建玉

13. 取引証拠金

お客様は、店頭外国為替証拠金取引の注文を する場合、当社に取引証拠金の預託を行う必 要があります。

注文時に必要な取引証拠金の最低額は、お取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額の2%に相当する円価額(以下、この額を「必要証拠金額」といいます。)です。(※)。

※法人のお客様の必要証拠金額はお取引される通貨ペアの取引レートの仲値に取引数量を乗じた金額の0.5%に相当する円価額(南アフリカランド/円の必要証拠金額のみ1%に相当する円価額)となります。

14. ロスカットルール

お客様の取引証拠金の額が維持証拠金額 を下回った場合、当社は次の措置を取るこ ととします。

時価評価総額が、必要証拠金の50%に相当する円価額を下回った場合、発注中の全注文をキャンセルし、建玉の反対売買を行います。この時の反対売買について、自動ロスカット手数料が発生いたします(1万通貨単位あたり500円。但し、南アフリカランドは、10万通貨単位あたり500円)。ロスカットルールは、お客様の損失を限定するためのルールではありますが、ロスカ

の決済をします。

ロスカットルールは、お客様の損失を限定するためのルールではありますが、外国為替相場の急激な変動によっては、委託証拠金の残額以上の損失が生じる場合があります。また、ロスカットルールの執行の結果、残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行わなければなりません。

ット条件の成否について当社が一定の間隔で監視を行っている関係上、ロスカットの基準価格となるレートでの約定を保証できるものではなく、外国為替相場の変動によっては、取引証拠金の残額以上の損失が生じる場合があります。また、ロスカットルールの執行の結果、残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行わなければなりません。

※法人のお客様の場合、必要証拠金の100% に相当する円価額を下回った場合発注中の 全注文をキャンセルし、建玉の反対売買を行います。

(新設)

15. 追加証拠金制度

(1) 当社は、毎営業日(祝日は除く、以下同じ) 建玉を保有している個人口座のお客様に対 しニューヨーククローズ時点の口座状況の 確認を実施し、同時点における時価評価総額 が必要証拠金の100%に相当する円価額 を下回った場合、お客様は当該基準を上回る 額まで追加証拠金の預託をする必要があり ます。

<u>※法人口座のお客様に追加証拠金制度の適</u> 用はございません。

(2) 追加証拠金の預託は、当該追加証拠金発生日の翌営業日午前3時までに預託する必要があります。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座(株式取引口座(株式現物取引及び株式信用取引に係る口座をいいます。以下同じ。)等をいいます。以下、「その他口座」といいます。)に追加証拠金相当額の以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続

<u>が行われない場合、追加証拠金の預託がない</u> ものとして取り扱います。

(3)(2)の日時までに追加証拠金の預託を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を当社の任意に処分(以下、これを「強制決済」といいます。)し、またはその他口座からの振替を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

※強制決済は対象となるお客様に対し順次 決済注文を執行するため、(2)の日時におけ る約定を保証できるものではなく、強制決済 完了までに相当時間要する場合がございま す。そのため、外国為替相場の変動によって は上記時点よりも損失が拡大する場合がご ざいます。

(4) お客様は、追加証拠金の預託をするまで、 新規建注文、及びその他口座への証拠金の振 替はできません。

以下、項目番号を1ずつ変更

18. 手数料

外国為替証拠金取引に係る手数料の額は、0 円となっています(2006 年11 月現在)。 但し、左記にかかわらず、「14. ロスカット ルール」に従い当社がお客様の建玉を任意決済する場合は、対象の通貨にかかわらず、 10,000 通貨単位あたり500 円を手数料として徴求します。但し、南アフリカランド/円は、10 万通貨単位あたり500 円を手数料として徴求します。

ロスカットルールに係る任意決済手数料は、

19. 手数料

店頭外国為替証拠金取引に係る手数料の額は、0円となっています。但し、左記にかかわらず、「14. ロスカットルール」「15. 追加証拠金」に従い当社がお客様の建玉を決済する場合は、対象の通貨にかかわらず、10,000通貨単位あたり 500 円を手数料として徴求します。但し、南アフリカランド/円は、10万通貨単位あたり 500 円を手数料として徴求します。

任意決済を行った日(約定日)のNY クロー ズ時に、お客様の外国為替証拠金取引口座よ り引き落としを行います。

※なお、取引説明書内の「外国為替証拠金取引」という表現について「店頭外国為替証拠 金取引」に変更し、誤字脱字等、形式面での軽微な修正も実施しております。